

各 位

最低賃金のご案内

760-0007 高松市中央町 8-10
村尾経営労務研究所

- 香川県の最低賃金は、
 - 令和元年10月1日から 時間額 **818 円** に改定されました。
この最低賃金は、臨時やパートを含むすべての労働者に適用されます。

1. 最低賃金の対象となる賃金（下記賃金を除外した通常の労働時間、労働日に対応する賃金）

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③時間外・休日・深夜割増賃金
- ④精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

2. 賃金形態

- ①時間給の場合-----時間給 \geq 最低賃金の時間額
- ②日額の場合-----日額 \div 所定労働時間 \geq 最低賃金
- ③月額の場合-----月額 \div 月平均所定労働時間 \geq 最低賃金

3. 最低賃金の適用除外を受けられる労働者（適用除外許可申請を3部監督署へ提出）

- ①精神又は身体の傷害により著しく労働能力の低い者
- ②試の使用期間中の者
- ③職業能力促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうちの一定のもの
- ④ イ 所定労働時間の特に短い者
 ロ 軽易な業務に従事する者
 ハ 断続的労働に従事する者

<業務改善助成金のご案内>

※30人以下の事業場規模が対象

※ 生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合（10/1法改正からは、さらに最賃30円以上）、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。申請期限は翌年の1月31日まで；労働局雇用環境・均等部室 TEL 087-811-8924